

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 9日
 徳島地方裁判所民事部
 裁判所書記官 定 本 和 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 2日から 令和 8年 7月 8日まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 15日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所売却場
売却決定期日	日 時 令和 8年 8月 5日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和 8年 7月 16日から 令和 8年 7月 17日まで
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜
地 番 60番6
地 目 宅地
地 積 125.65平方メートル
- 2 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60番地6
家屋 番号 60番6
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 36.50平方メートル
2階 29.74平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき平家建
床 面 積 17.47平方メートル



徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 8年 5月 20日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

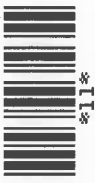
本件所有者（共有持分権者）Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜
地 番 60番6
地 目 宅地
地 積 125.65平方メートル
共有者 A 持分10分の4
共有者 B 持分10分の5
共有者 C 持分10分の1

2 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60番地6
家屋 番号 60番6
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 36.50平方メートル
2階 29.74平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき平家建
床 面 積 17.47平方メートル
共有者 A 持分10分の4
共有者 B 持分10分の5
共有者 C 持分10分の1



令和8年(ケ)第7号
令和8年2月26日受理
令和8年3月24日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所
執行官 片山 隆 雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜
地 番 60番6
地 目 宅地
地 積 125.65平方メートル
共有者 A 持分10分の4
共有者 B 持分10分の5
共有者 C 持分10分の1

2 所 在 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60番地6
家屋 番号 60番6
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 36.50平方メートル
2階 29.74平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき平家建
床 面 積 17.47平方メートル
共有者 A 持分10分の4
共有者 B 持分10分の5
共有者 C 持分10分の1

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A(債務者兼所有者)	<p>1 私は確かにここに居住しています。B(債務者兼所有者)、C(債務者兼所有者)は、ここには居住していません。</p> <p>2 建物はご覧のとおりです。見て行ってください。</p>
D(介護支援専門員)	<p>1 私は介護支援専門員としてAの担当をしています。この度、現況調査が行われると聞きましたので、本日は私が付添いとして立ち会います。</p>
[B、C(債務者兼所有者)からの聴取調査について]	<p>・B、Cは県外に居住している。そこで、同人らに対しては書面による事務連絡文書を送付したが何らの回答も得られない。よって、同人らからの直接の聴取調査は実施できなかった。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件1土地の地上に物件2建物(2階建)が築造されている。なお、物件2建物は登記上平成17年12月新築の物件である。
- ・ なお、物件1・2の所有者は、いずれもA(持分10分の4)、B(持分10分の5)、C(持分10分の1)の共有となっている。

【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件1土地は、上記のとおり、その全面が物件2建物が存立するためにその敷地として使用され、占有されている。
- ・ 物件2建物は、Aによって居宅として占有されている。なお、その占有関係の詳細は(2枚目)に記載のとおりである。

【土地の範囲、境界】

- ・ 物件1土地につき、法務局には不動産登記法第14条第1項の地図が存在し、同地図には現地復元力がある。また、現況目視上もその範囲は比較的明瞭である。

【接道等】

- ・ 物件1土地は、その北西側が舗装市道に接面しており、接面付近での幅員は約6mである。なお、本件土地は、都市計画法上の市街化区域に位置している。

【土地の状況】

- ・ 物件1土地はその全面が物件2建物の敷地として利用されているが、北西端部分には自動車を駐車させるだけのスペースがある(写真1)。

【建物の状況】

- ・ 物件2建物は登記上平成17年新築の物件であるところ、外観目視上は、経年劣化以外は格別大きな損傷部位は見当たらない。
- ・ 本件建物は、「主たる建物」と「附属建物符号1」との間の空間には全面的にウッドデッキが設けられている。主たる建物から附属建物符号1へは、このウッドデッキを通して進入することになる。
- ・ なお、写真9にあるように、本件建物の内壁や階段の一部には、油性ペンと思われる筆記用具による落書きが多く見られるので、この点注意を要する。また、浴室の戸が取り外されている。
- ・ 物件1・2の南西側、南東側、北東側はすべて隣地に築造された目的外家屋に囲まれているため、物件2建物の全景写真としては、北西側の接面道路方面からしか撮影できなかった(写真1)。

【Aについて】

- ・ 本件調査の過程で、Aについては後見が開始されておりEが成年後見人であることが判明した。なお、Eによれば現況調査に関して特に申し述べることはなく、物件1・2自体に関しては現地で直接見分調査されたいとのことであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

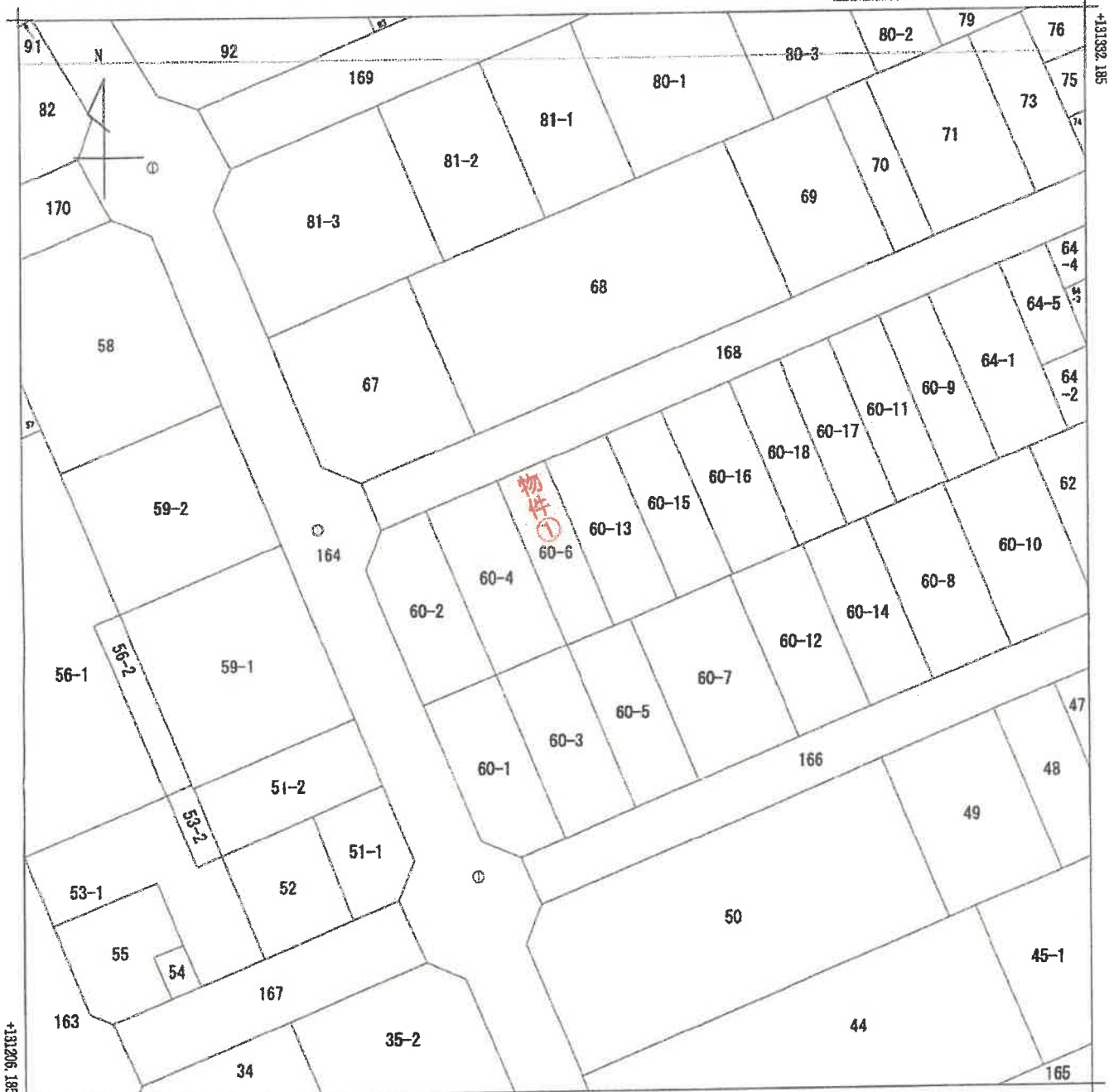
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月26日 (木) 8:35 - 8:45	当庁	鳴門市役所に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和8年3月11日 (水) 15:50 - 16:35	目的物件所在地	物件見分調査、聴取調査 (A、D立会)
令和8年3月11日 (水) 16:45 - 16:57	鳴門市役所	接道及び公法上の規制等の調査
令和8年3月19日 (木) 11:28 - 11:49	司法書士法人小笠原合同事務所	聴取調査
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

地図写

※法務局備付の公図を約70%に縮小

(座標値種別：図上測定) +101890.793



+101765.793 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出
撫養町斎田
字北浜

請求部	所在	鳴門市撫養町斎田字北浜			地番	60番6			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和47年2月			備付年月日(原図)	昭和61年2月20日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年1月21日
徳島地方法務局

地図整理番号：M37281 登記官

(1/1)

登記年月日：平成16年11月24日

令和8年1月21日 徳島地方裁判所
 これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

1032639

前 60-6
 地番 60-6.13
 土地の所在 徳島市東条町吉田寺北浜

地積測量図

物件① 座標表

座標点	X座標	Y座標	Xn - Xn-1	Yn - Yn-1
35	203.042	140.973	-2709.642033	
44	203.049	140.989	336.399754	
83	203.428	146.472	3164.205004	
84	224.656	138.135	2326.469670	
49	227.270	137.633	-2866.729662	
	閉鎖距離	251.318733		
	面積	125.6591165		㎡

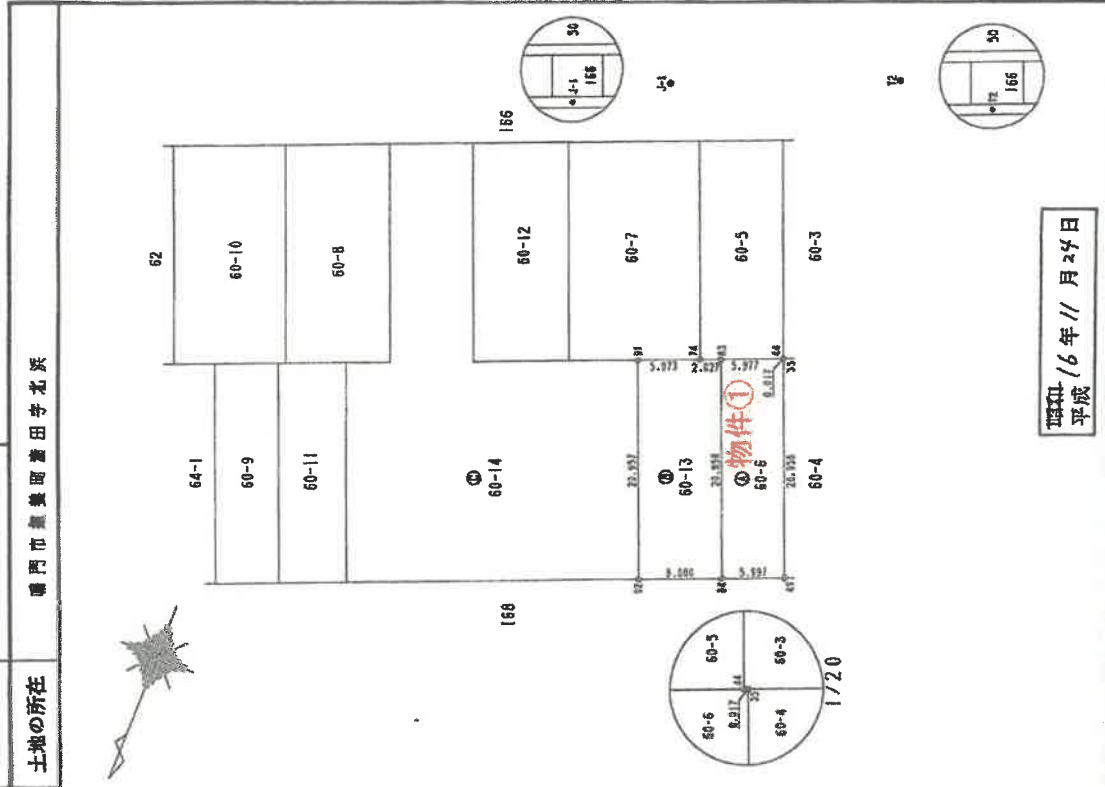
座標点	X座標	Y座標	Xn - Xn-1	Yn - Yn-1
83	203.428	146.472	-2698.307184	
74	206.234	148.332	477.140756	
81	208.611	153.811	3321.086555	
85	227.839	145.474	2342.003370	
84	224.656	138.135	-3035.130389	
	閉鎖距離	333.307072		
	面積	187.9332860		㎡

座標点	X座標	Y座標	Xn - Xn-1	Yn - Yn-1
35	203.042	140.973	293.3125225	
44	203.049	140.989	156.4324390	
	閉鎖距離	736.43		㎡

測量成果表

座標点	X座標	Y座標	面積
座標点P112	174.448	141.066	
座標点P211	183.274	151.374	
35	203.042	140.973	P1 28.585
44	203.049	140.989	P2 28.601
74	206.234	148.332	P1 32.600
			P2 26.406

境界線
 49.84.92 -- 鋼線に金属プレート
 83.91 -- フロック界に金属プレート
 準拠点
 T2.J-1 -- 金属板



平成16年11月24日

作業者 [Redacted] 申請人 [Redacted] 縮尺 1/500

平成16年11月24日登記

徳島県土地家屋調査士会用品

地図整理番号：M37282

登記年月日：平成17年12月28日

令和8年1月21日 徳島地方法務局

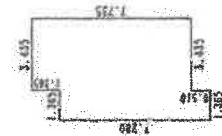
各階平面図

家屋番号 60番6

建物の所在 徳島県徳島市北浜60番地6

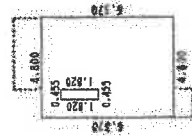
建物図面

主
1階



床面積	26.569725
延床面積	9.937200
合計	36.506925
床面積	36.50

2階

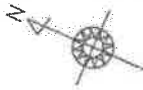
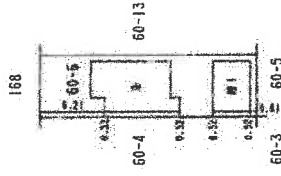


床面積	30.576000
延床面積	-0.828100
合計	29.747900
床面積	29.74

付1



床面積	17.472000
延床面積	17.472000
合計	17.47
床面積	17.47



※法務局備付の図面を約70%に縮小

物件②

建物図面写

作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

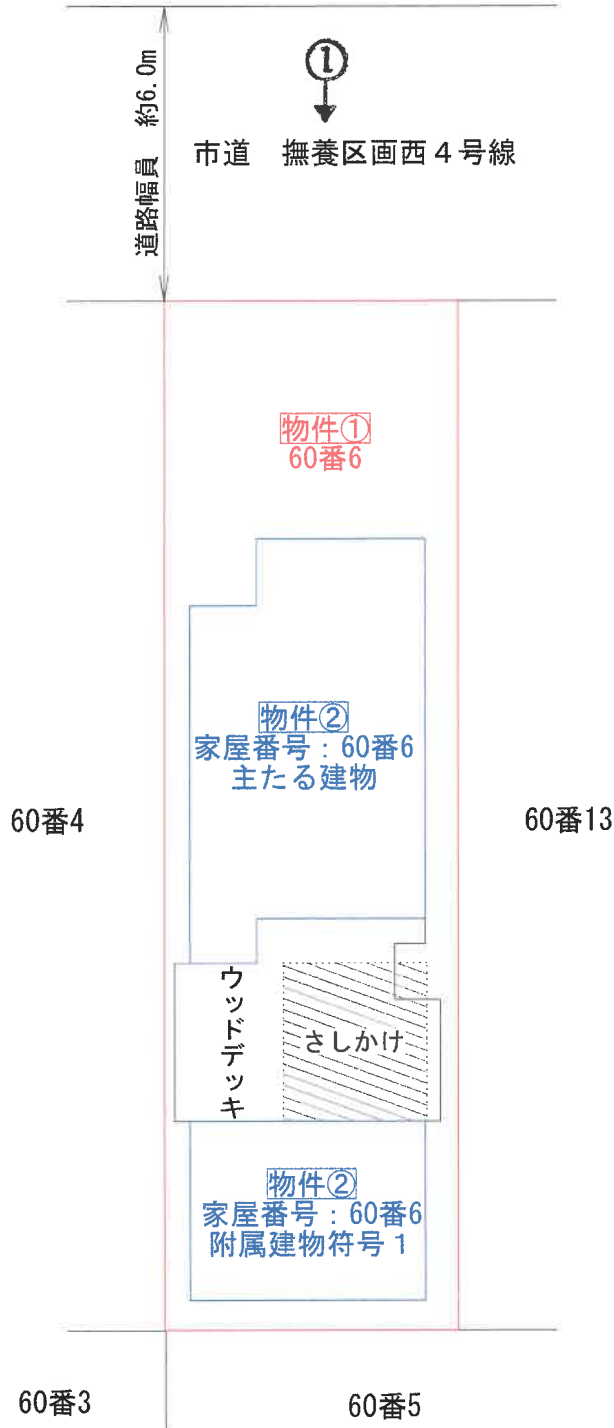
徳島県土地家屋調査士会

平成17年12月28日登記

土地建物位置関係図



S=約1/150



※ 当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

物件②

家屋番号 60番6

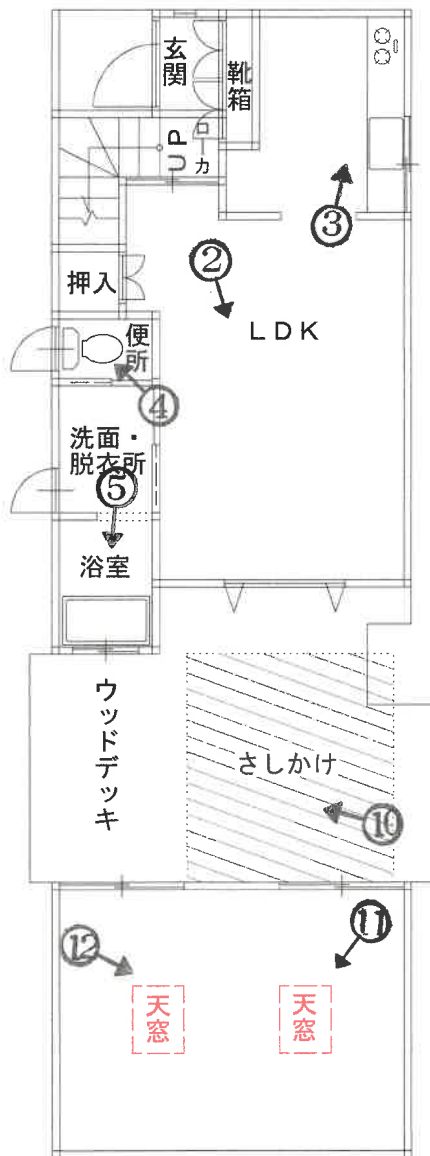
間取図



S = 約 1 / 100

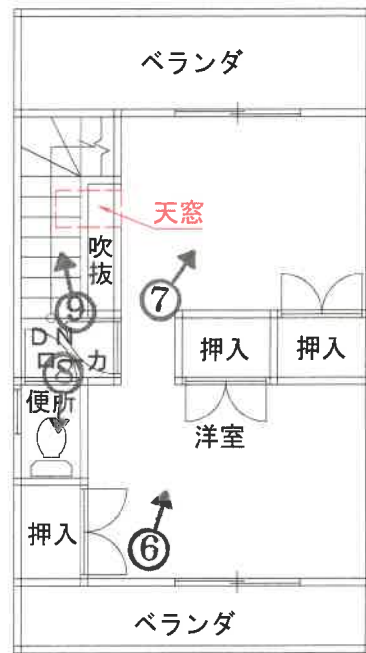
主たる建物

1階



附属建物符号 1

2階



1



2



(11 枚目)

3



4



(12 枚目)

5



6



(13 枚目)

7



8

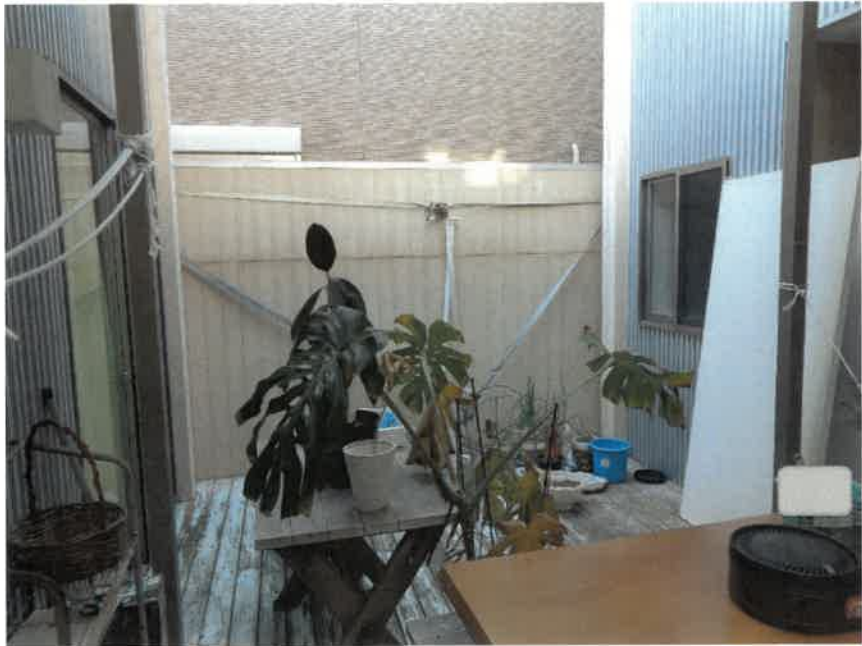


(14 枚目)

9



10



(15 枚目)

11



12



(16 枚目)

令和8年（ケ）第 7 号
令和8年 3月14日 現地調査
令和8年 3月25日 評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
上 垣 小 織 印

(発行番号 LB競2026-103号)

第1. 評価額

一 括 価 格	
金 8, 9 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 2 0 0, 0 0 0 円也
物件 2 (建物)	金 6, 7 3 0, 0 0 0 円也

1. 一括価格は、上記の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件土地の内訳価格は物件建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2. 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地地	在番 目積 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60番6 宅地 125.65 m ²	
2 【主である建物】	所家屋番 種号 構号 床面 面積	在番 類積 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 60番地 6 60番6 居宅 木造かわらぶき 2階建 1階 36.50 m ² 2階 29.74 m ²	
2-1 【上記物件2の 付属建物】	符種 構号 床面 面積	号積 類積 造積 積 1 居宅 木造かわらぶき平家建 17.47 m ²	
番号	特記事項		
1, 2	物件1, 2ともA(持分10分の4)、B(持分10分の5)、C(持分10分の1)の共有となっている。		

第4. 目的物件の位置・環境等

1 物件1土地の概況及び利用状況等

位置・交通 (道路距離)	JR 鳴門線「鳴門」駅の西方約 400m 「撫養小学校前」バス停の北東方約 170m	
付近の状況	対象不動産の存する近隣地域は J R 鳴門駅西方に広がる区画整然とした住宅地域で、中小規模一般住宅のほか共同住宅や事業所等も混在する利便性の良い地域である。中心市街地に存することから各種接近条件に優るほか、街路条件や用途の多様性も優位にあり、鳴門市内の住宅地域の中における需要は相対的に高いものと見込まれる。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80% 300% ----- -----
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 街路との高低 その他	125.65 m ² 約 6m・約 21m 長方形 概ね平坦 中間画地 概ね等高 -----
接面道路の状況	北西側が幅員約 6m の舗装市道「撫養区画西 4 号線」に等高接面する(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)	
土地の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・物件 1 は物件 2 建物の敷地となっている。 ・北西側は上記市道と接面し、北東、南東、南西側は隣接宅地と接面する。 	
供給処理施設	上水道・・・あり(前面道路に 100 mm の本管あり) ガス配管・・・なし(プロパン) 下水道・・・あり	
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	なし	
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。	
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から目的土地に土壌汚染が存する可能性は低いと推定されるが、確定的には専門業者による調査が必要である。	
ハザードマップ	徳島県水防・防災情報マップによると、対象物件の存する近隣地域は洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域に該当する。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区分	主である建物	付属建物 符号1
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成17年12月26日新築 経過年数：約20年 経済的残存耐用年数：約10年	
仕様	構造：木造2階建 屋根：陶器瓦 外壁：サイディング、ガルバリウム鋼板等 内壁：クロス等 天井：クロス、合板等 床：フローリング等 設備：電気、給排水 その他：……	同左 (給排水設備なし・居室のみ)
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり	
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：別添「間取図」参照	居室のみ 別添「間取図」参照
品等	総合：概ね良好 仕様資材：概ね良好 施工：普通	
保守管理の 状態	壁紙に落書きが多数見られる。風呂場の扉が撤去されている。 その他は概ね経年相応。	経年相応
建物の利用 状況	Aが居宅として占有している。	
有害物質使用 の有無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されている可能性は低いと見込まれるが、確定的には専門機関による詳細調査を要する。	
特記事項	主たる建物と付属建物符号1の間は、ウッドデッキで接続している。	

第5. 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円・千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ (オ) ÷カ
1	50,600	1.00	125.65	0.99	6,294,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 鳴門-9

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 38,400 \text{ 円/㎡} & \times & 100/100 & \times & 100/100 & \times & 100/75.9 & \div & 50,600 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路条件 100/95、接近条件 100/99、環境条件 100/85、行政条件 100/95
相乗積 100/75.9

イ 個別格差：なし

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、環境との適合性を勘案。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円・千円未満四捨五入) ア×イ×ウ÷エ
2	230,000	83.71	0.336	6,469,000

ア 再調達原価：主たる建物と附属建物符号1は一体的に設計・建築されていることから合算して評価を行った。またさしかけ、ウッドデッキ等は再調達原価に内包して査定した。

イ 現況延床面積：主たる建物及び附属建物符号1の合計延床面積

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法、経済的全耐用年数30年、経済的残存年数10年、残価率3%）と観察減価法（経年減価以外の物理的減価）を併用して以下のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \{ 3\% + (1 - 3\%) \times (10 \text{ 年} / 30 \text{ 年}) \} \times (1 - 5\%) \div 0.336$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	6,294,000	0.50	法定地上権	3,147,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価 格 (円) (1①カ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円・万円未満切捨) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	6,294,000	-3,147,000		1.00	0.70	2,200,000
2	6,469,000	+3,147,000	1.00			6,730,000
一括価格 (合計)						8,930,000

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6. 参考価格資料

1 地価公示標準地：鳴門-9

所 在 鳴門市撫養町斎田字大池1番4
 価 格 38,400 円/㎡
 位 置 JR鳴門線鳴門駅の西方約1.1 km
 価 格 時 点 令和8年1月1日
 地 積 165 ㎡
 供給処理施設 水道、下水
 接 面 街 路 西側幅員3.8m市道
 用途指定等 第1種中高層住居専用地域(60, 200)
 地域の概要 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

(※ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。)

第7. 付属資料

- 1.位置図
- 2.地図写
- 3.地積測量図写
- 4.建物図面写
- 5.土地建物位置関係図
- 6.間取図

位置図



S=1:10,000

地価公示標準地



対象物件



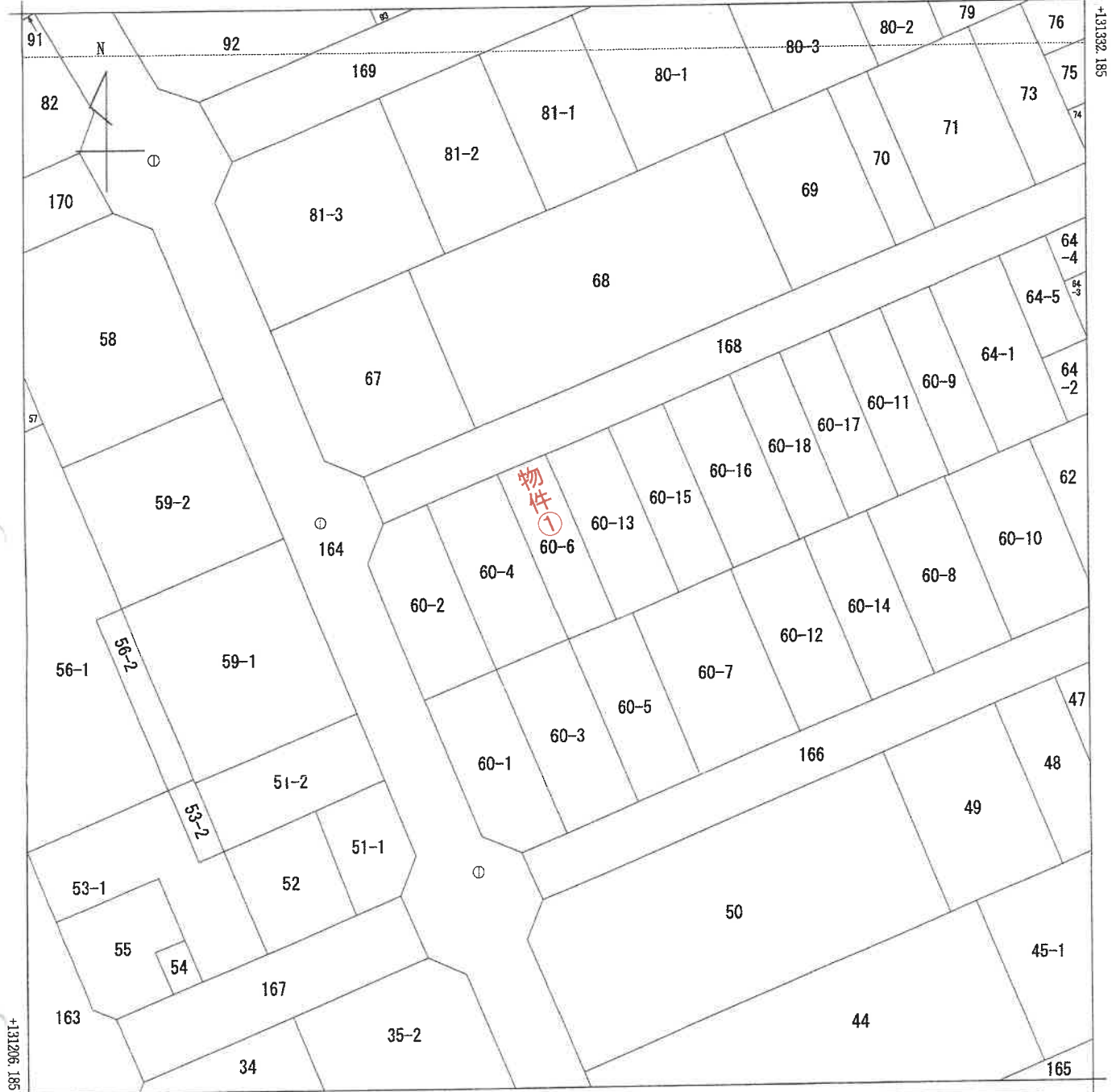
出典： 鳴門 市役所・町役場 (平成・昭和 24 年作成の「白図」)

地図写

※法務局備付の公図を約70%に縮小

(座標値種別：図上測定)

+101890.793



+101765.793

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
撫養町齋田
字北浜

請求部	所在	鳴門市撫養町齋田字北浜				地番	60番6		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和47年2月			備付年月日(原図)	昭和61年2月20日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年1月21日
徳島地方方法務局

地図整理番号：M37281

登記官

(1/1)

登記年月日：平成16年11月24日

1032639

前 60-6

後 新

地 番 60-6.13

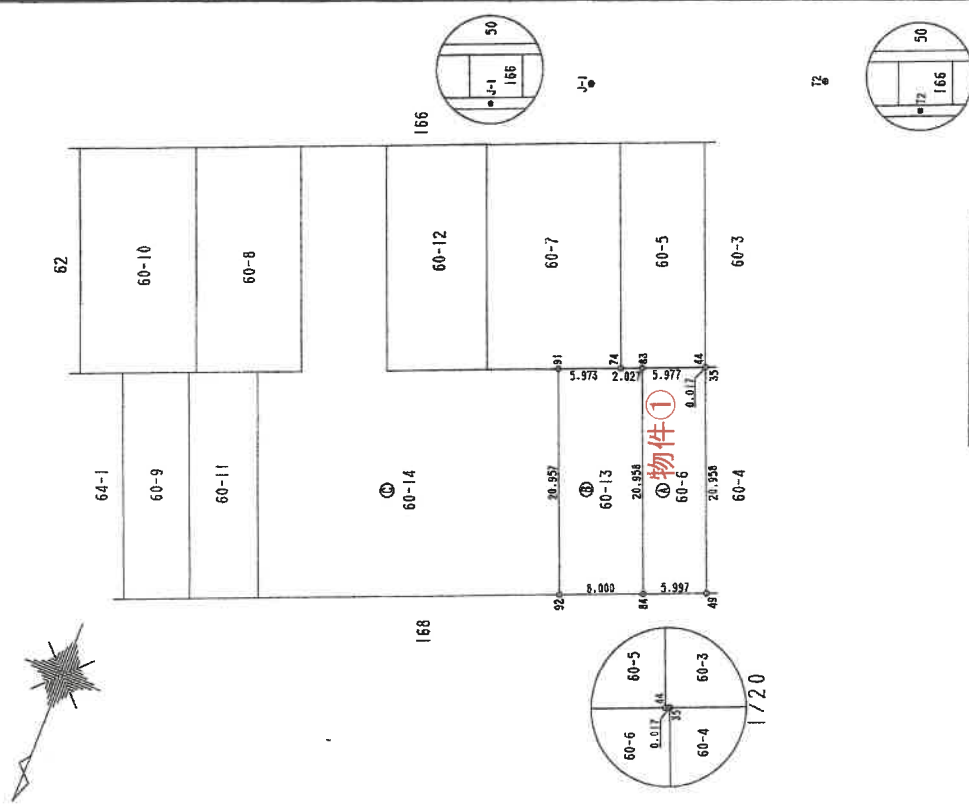
地 積 測 量 図

土地の所在 福門市蘇美町瀧田寺北灰

法務局備付の図面を約70%に縮小

物件①

地 積 測 量 図 写



平成16年11月24日

縮尺 1/500

申請人

平成16年11月24日 登記

物件① 座標求積表

地番	Xn	Yn	Xn+1	Yn+1
35	203.042	140.973	-2709.662033	
44	203.049	140.989	336.399754	
83	205.428	146.472	3164.820504	
84	224.656	138.135	2326.469670	
49	222.270	132.633	-2866.729662	
	始 座 標		251.318233	
	終 座 標		125.6591165	
		積 算		125.65

地番	Xn	Yn	Xn+1	Yn+1
83	205.428	146.472	-2698.307184	
74	206.234	148.332	472.140756	
91	208.611	153.812	3363.086656	
92	227.839	145.474	2334.150530	
84	224.656	138.135	-3095.743485	
	始 座 標		335.387072	
	終 座 標		167.653360	
		積 算		167.65

地番	Xn	Yn	Xn+1	Yn+1
公 積	1049.752115	283.3126525		
		756.4394590		
		756.43		

辺長点表

点名	X座標	Y座標
境界点P1T2	141.066	141.066
境界点P2J1	161.374	161.374
35	203.042	140.973
44	203.049	140.989
74	206.234	148.332

境界線
 49.84.92-ー圍溝に金属プレート
 83.91-ーアブロック溝に金属プレート
 準拠点
 T2.J-1-ー金属架

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和8年1月21日 徳島地方法務局 登記官

登記官

製作者

徳島県土地家屋調査士会 用紙

地図整理番号：M37282

※法務局備付の図面を約70%に縮小

建物図面

各階平面図 5019692

家屋番号 60番6

建物の所在 福門市兼養町斎田字北浜60番地6



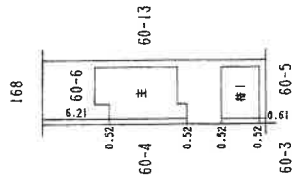
主
1階



2階



符1



製作者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

徳島県土地家屋調査士会所属

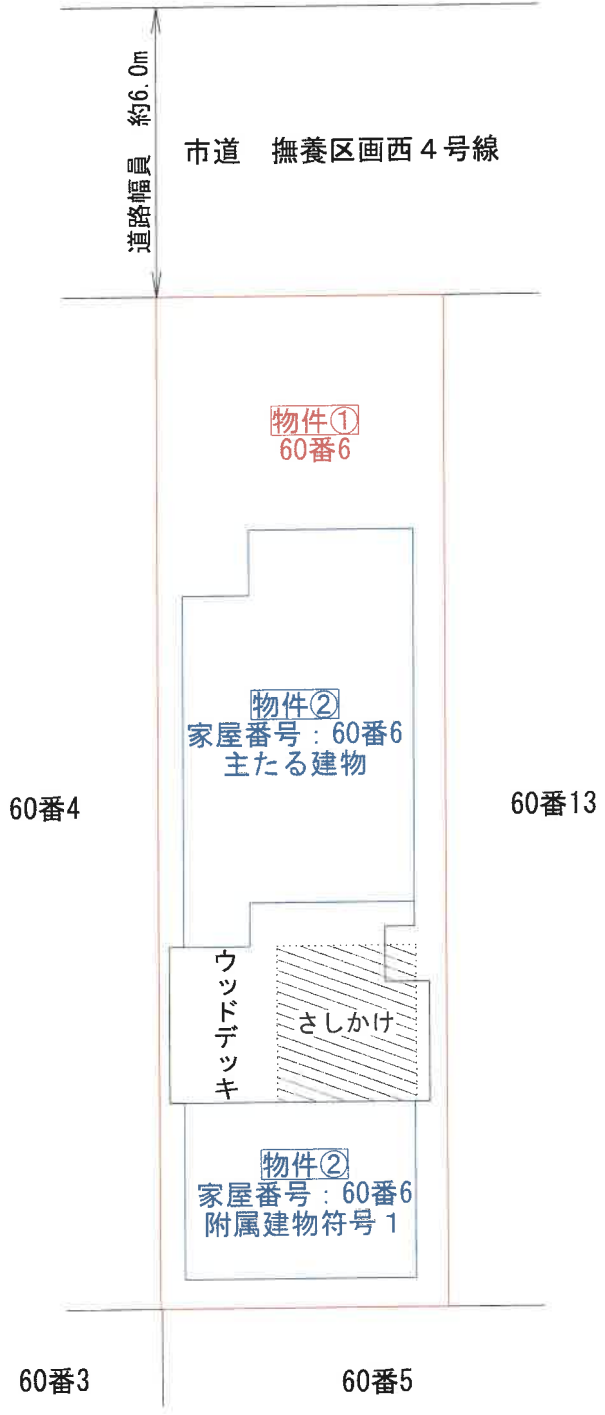
平成17年12月28日登記

登記年月日：平成17年12月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月21日 徳島地方庁

登記官

土地建物位置関係図



※ 当該図面は現地概測等に基づき作成したものであり、実測図ではありません。

物件②

家屋番号 60番6

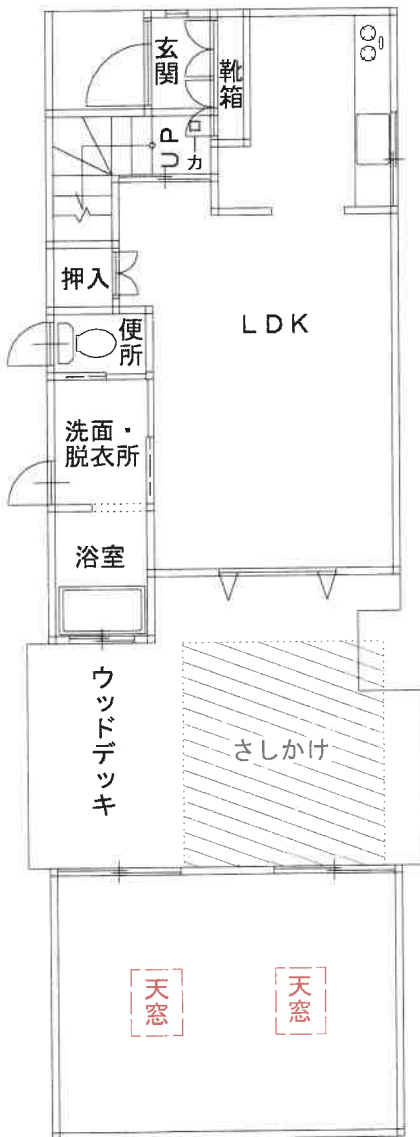
間取図



S = 約 1 / 100

主たる建物

1階



附属建物符号 1

2階

